

入札公告

令和5年1月13日

次のとおり一般競争入札に付します。

公益財団法人広島市産業振興センター理事長

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
広島ミクス・ビル（産業振興センター管理分）電話交換機及びその付属物の賃貸借
- (2) 借入れの内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和11年3月31日まで（長期継続契約）
- (4) 賃貸借期間
令和5年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 予定価格（月額単価）
61,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
- (6) 設置場所
広島市西区草津新町一丁目21番35号
広島ミクス・ビル（産業振興センター管理分）
- (7) 入札方式
本件は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。
- (8) 入札方法
 - ア 入札金額は、月額単価を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

2 入札参加資格

次に掲げる入札参加資格をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の借入れ」の登録種目「20-02 コンピュータ機器以外の機械器具」に登録している者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) その他は、入札説明書による。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

公益財団法人広島市産業振興センターのホームページ

(<http://www.ipc.city.hiroshima.jp/>)の「一般競争入札情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合には、次により交付する。

(1) 交付期間

入札公告の日から令和5年1月25日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所

〒733-0834

広島市西区草津新町一丁目21番35号

公益財団法人広島市産業振興センター

企画総務課(広島ミクシス・ビル2階)

電話 082-278-8880

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

公益財団法人広島市産業振興センターのホームページ(前記3に記載のとおり。以下同じ。)からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合には、前記3に同じ。

(2) 入札説明書、仕様書等の交付方法

公益財団法人広島市産業振興センターのホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合には、前記3に同じ。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問い合わせ先

前記3(2)に同じ。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書の提出方法

入札書の持参。なお、郵送、電送その他の方法は認めない。

イ 入札書の提出期限

令和5年1月25日(水)の午後3時まで

ウ 提出先

前記3(2)に同じ。

(5) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

(6) 入札回数

入札回数は1回限りとする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年1月26日(木)午前11時00分

イ 場所 広島市西区草津新町一丁目21番35号

広島ミクシス・ビル2階

公益財団法人広島市産業振興センター 会議室

(8) 開札

- ア 入札参加者は、必ず開札に立ち会うこと。(立ち会うことができる者は、1名とする。)
- イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札書を提出した者がいるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。
- ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、開札後直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下、「資格確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。

(1) 提出先

前記3(2)に同じ。

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

(3) 提出期限

令和5年1月26日（木）の午後5時まで。

ただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合などは、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。

ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に前記2(2)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

- (1) 前記6により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 前記1(5)の予定価格を上回る額の入札

エ 入札金額を訂正したもの

オ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(3) 契約保証金

要。ただし、規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断される時は、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(6) 本件公告に示した契約は、長期継続契約である。次年度以降の公益財団法人広島市産業振興センターの収支予算が減額・削除された場合は、契約の変更・解除を行うことがある。また、公益財団法人広島市産業振興センターは、当該契約の変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 契約の締結

本契約については、落札者を決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）において、落札者が公益財団法人広島市産業振興センターから交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。